

## 令和6年度

### 滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金のご案内

放課後児童クラブを利用する世帯の利用料負担の軽減のため、次のとおり「滝沢市放課後児童クラブ利用料給付金」の支給を実施します。

#### 1 対象になる方

市内に住所を有し、市内の放課後児童クラブを利用する児童の保護者で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 児童扶養手当を受給している方（要綱第3条第1号該当）
- (2) 生活保護受給世帯の方（要綱第3条第2号該当）
- (3) 世帯員の市民税が非課税の方（要綱第3条第3号該当）

#### 2 給付対象の利用料の範囲

放課後児童クラブの設置者等に対し、毎月決まって支払う利用料（保育料）のうち、当該放課後児童クラブの運営規程等に具体的な金額の定めがあり、放課後児童健全育成事業を利用するために直接必要であると認められるものとし、（夏休みなどの長期休暇中に月額で支払っている場合は該当月分のみ対象となります。なお、一時利用など料金が定額でないものは対象となりません。）

#### 3 給付金の額

児童1人につき、月額2,000円

※1月当たり2,000円未満の場合は実費となります。

#### 4 給付申請・請求の流れ

- (1) 申請者（保護者）が、「滝沢市放課後児童健全育成事業利用料給付金申請書兼請求書」（様式第1号）と利用料の領収書の写し等を、上半期（4月分～9月分）は令和6年10月18日までに、下半期分（10月分～3月分）は令和7年4月10日までに、市役所子育て課に提出してください。


##### <提出書類>

- 滝沢市放課後児童健全育成事業利用料給付金申請書兼請求書（様式第1号）
- 利用料の領収書の写し（紛失等により添付できない場合は、放課後児童クラブに利用料受領証明書を発行してもらい、添付してください。）
- 申請区分が非課税世帯に該当しており、かつ、令和6年1月1日時点の住所が市外の方は、その世帯員の令和6年度市町村民税が確認できる「所得（課税）証明書」等を添付してください。

- (2) 市は、申請書の内容を審査し、給付金の支給を決定したときは、支給決定通知書により申請者に対して支給の決定と振込予定日を通知します。審査の結果、支給要件を満たさない場合は、不支給決定通知書により通知します。
- (3) 市は、支給を決定した申請者に対して、指定された口座に振り込みます。

## 5 その他

- (1) 「1 対象になる方」の第3号に該当するか否かについては、令和6年4月分～同年8月分の給付金については、令和5年度の市町村民税、令和6年9月～令和7年3月分の給付金については、令和6年度の市町村民税によりそれぞれ判断します。
- 税額については、市において税務情報等の公簿を閲覧及び調査し実施しますが、市において税務情報等を確認することができない方について、課税証明書の写しを提出していただく場合があります。
- (2) 受給資格を喪失したとき、市町村民税額の変更決定があったとき又は放課後児童クラブの利用状況に変更があったときは、速やかに市に対し申し出てください。
- (3) 期日を過ぎての申請は、やむを得ない事情がある場合を除き、認められませんので、ご注意ください。
- (4) このQRコード又はURLに進むと、市ホームページから、申請に必要な書類の様式や記載例などをダウンロードすることができます。

QRコード	URL
	<a href="https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/ikuji_kyoiku/hj-club/gakudo_kyuhu.html">https://www.city.takizawa.iwate.jp/life/ikuji_kyoiku/hj-club/gakudo_kyuhu.html</a>

## 6 問合せ先

滝沢市健康こども部子育て課 佐々木  
〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地  
電話 019-656-6519 (直通)

※給付金に係る問い合わせについては、利用する放課後児童クラブには行わず、直接市の担当あてにご連絡をお願いします。